

令和7年第4回津南町議会定例会会議録

(12月12日)

招集告示年月日		令和7年12月2日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和7年12月10日 午前10時00分			閉会	令和7年12月12日 午後1時31分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	恩田 稔	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	江村大輔	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野 徹	応・出	
	5番	久保田 等	応・出	11番	石田タマエ	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	風巻光明	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原 悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長 DMO推進室長	石沢久和	○	
	教育長	島田敏夫	○	建設課長	鴨井栄一郎	○	
	農業委員長	藤ノ木 稔		教育委員会教育次長	滝沢泰宏	○	
	監査委員	藤ノ木 勤	○	ジオパーク推進室長	五十嵐 誠		
	総務課長	高橋昌史	○	会計管理者	太田 昌	○	
	福祉保健課長	野崎 健	○	病院事務長	小林 武	○	
	税務町民課長	鈴木真臣	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	保坂 晃久	議会事務局班長	太田 一規		
会議録署名議員	1番	月岡 奈津子		10番	吉野 徹		

〔付議事件〕

(12月12日)

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 同意第3号 津南町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 日程第3 同意第4号 津南町教育委員会委員任命の同意について
- 日程第4 議案第80号 津南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第81号 津南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第82号 津南町育英基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第83号 指定管理者の指定について（津南町健康増進施設）
- 日程第8 議案第84号 指定管理者の指定について（津南町高齢者生活福祉センター）
- 日程第9 議案第85号 令和7年度津南町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第10 議案第86号 令和7年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第87号 令和7年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第88号 令和7年度津南町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第89号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第14 請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書
- 日程第15 発議案第4号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
- 日程第16 請願第2号 ニュー・グリーンピア津南の売却先の是非を審議する請願書
- 日程第17 陳情第3号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組に関する陳情
- 日程第18 発議案第5号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書の提出について
- 日程第19 議員派遣の件について
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長の開議宣告

議長（風巻光明）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（風巻光明）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（風巻光明）

諮問第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

人権擁護委員の小林幸枝氏が令和 8 年 3 月 31 日をもって 2 期 6 年の任期満了を迎えることから、再度、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

小林氏の略歴は参考資料のとおりであります。人権擁護委員として適任者であると考えております。

12 月中に法務大臣に推薦を行う必要がありますので、議会の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

諮問第 1 号について採決いたします。

採決は先例に従い、起立採決によって行います。

人権擁護委員候補者の推薦について、小林幸枝さんを適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、諮問第 1 号について、小林幸枝さんに対する議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

日 程 第 2

同意第3号 津南町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

議長（風巻光明）

同意第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

町固定資産評価審査委員会委員の大澤隆氏が令和7年12月24日をもって7期21年の任期満了を迎えることから、再度選任したいので、議会の同意をお願いするものです。

大澤氏の略歴につきましては参考資料のとおりであり、適任者と考えておりますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第3号について採決を行います。

採決は申合せにより、記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。 —（議場を閉鎖）—

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員数は11名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、月岡奈津子議員、6番、筒井秀樹議員を指名いたします。

議長（風巻光明）

投票用紙を配布いたします。 —（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載し、御自身の氏名を併せて記載願います。なお、白票、他事記載、無記名は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。 —（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。 —（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（風巻光明）

投票漏れはありませんか。 —（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（風巻光明）

開票の結果を申し上げます。投票総数 11 票。うち、有効投票 11 票。無効投票 0 票。有効投票中賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり全員賛成です。

よって、同意第 3 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

—（議場を開場）—

議長（風巻光明）

暫時休憩いたします。

—（午前 10 時 12 分）—

—（休憩）—

—（町長、体調不良のため、総務課長と共に退場。）—

会議を再開いたします。

—（午前 10 時 17 分）—

日 程 第 3

同意第 4 号 津南町教育委員会委員任命の同意について

議長（風巻光明）

同意第 4 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（根津和博）

本町教育委員会委員、松縄雪乃氏は、令和 7 年 12 月 20 日をもって、1 期 4 年の任期満了を迎えることから、再度、任命したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

松縄氏の略歴につきましては参考資料のとおりであり、教育委員として適任者であると考えておりますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 4 号について採決を行います。

採決は申合せにより、記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

—（議場を閉鎖）—

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員数は 11 名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 2 番、滝沢萌子議員、7 番、恩田稔議員を指名いたします。

議長（風巻光明）

投票用紙を配布いたします。

—（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載し、御自身の氏名を併せて記載願います。なお、白票、他事記載、無記名は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（風巻光明）

投票漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（風巻光明）

開票の結果を申し上げます。投票総数 11 票。うち、有効投票 11 票。無効投票 0 票。有効投票中賛成 11 票、反対 0 票。

以上のとおり全員賛成です。

よって、同意第 4 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

—（議場を開場）—

日 程 第 4

議案第 80 号 津南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日 程 第 5

議案第 81 号 津南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（風巻光明）

議案第 80 号及び議案第 81 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（根津和博）

議案第 80 号及び議案第 81 号について、一括して説明申し上げます。

議案第 80 号は、子ども誰でも通園制度が令和 8 年から全国で本格的に実施されることから、児童福祉法に基づき、保育所の設備及び運営に関する条例を定めるもの、議案第 81 号は、同様に、子ども誰でも通園制度が令和 8 年から全国で本格的に実施されることから、子ども子育て支援法に基づき、子ども誰でも通園制度の運営に関する基準を定めるものでございます。

細部につきましては、教育次長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（風巻光明）

教育次長。

教育次長（滝沢泰宏）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより一括して質疑を行います。

8 番、江村大輔議員。

（8 番）江村大輔

2 点、お願いします。

令和 8 年 4 月 1 日から施行するということですが、先ほど、教育次長が保育園を会場にするということで、子育て支援センターは受入施設とはならないのかという確認と、津南町の場合は職員の配置も変わりはないのかという確認を聞かせてください。

議長（風巻光明）

教育次長。

教育次長（滝沢泰宏）

会場につきましては、子育て支援センターは想定をしておりません。町内 5 か所の保育園を会場に実施いたします。

職員配置につきましては、この一般型で運用する予定になっておりまして、基本的には各クラスの担任がまず主担任として受け入れをする。そして、そのサポートとして、子育て支援センターから 1 名の専属スタッフを配置する。この 2 名で対応する予定となっております。

議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（風巻光明）

議案第 80 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 80 号について採決いたします。

議案第 80 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

議案第 81 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 81 号について採決いたします。

議案第 81 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

議案第 82 号 津南町育英基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

議長（風巻光明）

議案第 82 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（根津和博）

本件につきましては、今般の経済状況及び近隣市町村の貸付額等を鑑み、現行の町育英資金の貸付額の増額や収入基準など、貸付条件の緩和を行うことで、育英生の更なる支援に資するため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、教育次長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（風巻光明）

教育次長。

教育次長（滝沢泰宏）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 82 号について採決いたします。

議案第 82 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 7

議案第 83 号 指定管理者の指定について（津南町健康増進施設）

議長（風巻光明）

議案第 83 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（根津和博）

公の施設である津南町健康増進施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（風巻光明）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

すみません、少しだけ教えてください。まず、指定管理を公募した範囲に関しては、どの程度なのか。インターネットでの公募だけなのか、それとも地域だけなのかという確認と、あともう一つ、応募された方は、1 社のみだったのかという 2 点をお願いします。

議長（風巻光明）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

公募に係る御質疑でございます。

はじめに、公募の受付期間としまして、令和7年10月1日から令和7年10月22日までを受付期間とさせていただきます。公募につきましては、広報つなんの9月20日号のかわら版、それから町のホームページで広く公募をさせていただきました。

申込みにつきましては、この度、指定管理者の候補者となっております、特定非利活動法人Tap、1社となっているものでございます。

議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第83号について採決いたします。

議案第83号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 8

議案第84号 指定管理者の指定について（津南町高齢者生活福祉センター）

議長（風巻光明）

議案第84号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（根津和博）

公の施設である津南町高齢者生活福祉センターの指定管理者を指定したいから、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（風巻光明）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

6 番、筒井秀樹議員。

(6 番) 筒井秀樹

すみません、度々申し訳ないです。それも 1 社ということによろしいでしょうか。

議長（風巻光明）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

公募に係る御質疑でございます。

こちらにつきましても、募集期間等々につきましては、先ほどの健康増進施設と同じ期間でございます。町ホームページと広報紙にて募集を掛けました。

募集があったのは、こちらの 1 法人のみとなっているものでございます。

議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 84 号について採決いたします。

議案第 84 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 84 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 9

議案第 85 号 令和 7 年度津南町一般会計補正予算（第 12 号）

日 程 第 10

議案第 86 号 令和 7 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 11

議案第 87 号 令和 7 年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 12

議案第 88 号 令和 7 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議長（風巻光明）

議案第 85 号から議案第 88 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（根津和博）

議案第 85 号から議案第 88 号まで一括して主なものを御説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、新しい地方経済生活環境創生交付金の減、統計調査費委託金の増、ふるさと支援まちづくり寄附金の増、前年度繰越金の増、学校教育施設等整備事業債の減。歳出で、空き家管理工事費及び調査冷房設備工事費の増、自動車購入費の減、ふるさと支援まちづくり基金積立金の増、ニュー・グリーンピア津南修繕費の減、大阪関西万博事業費の減、ふるさと納税事務委託料の増、国勢調査委託料の減、衛星携帯電話使用料の増、長期借入金利子償還金の増などでございます。

税務町民課関係では、歳出で、家屋調査システム使用料の減などでございます。

福祉保健課関係では、歳入で、令和 6 年度障害児入所給付費等国庫負担金の増、国民健康保険基盤安定及び産前産後保険料国庫負担金の増、未就学児等保険料国庫負担金の減、マイナンバー情報連携体制整備及び子宮がん検診健康管理システム国庫補助金の増、国民健康保険基盤安定及び後期高齢者医療基盤安定県負担金の減、衛生費寄附金の増。歳出で、国民健康保険特別会計繰入金の減、児童手当事務費補助金返納金の増、生活管理短期宿泊事業委託料の増、老人保険費の減、介護保険特別会計繰出金の増、後期高齢者医療特別会計繰出金の減、保健センター及び乳幼児健診がん検診備品購入費の増、過年度分事業費県補助金及び医療費施設運営費等補助金返還金の増、予防接種委託料の減、風しん追加的対策事業補助金返還金の増などでございます。

農林振興課関係では、歳入で、県農林水産業総合振興事業費県補助金の増、中山間地域等直接支払交付金の減、みどり計画実践加速化支援事業県補助金の増、多面的機能支払交付金の減、農業振興基金繰入金の減。歳出で、水稻渇水被害応急対策事業費補助金の増、みどり計画実践加速化支援事業補助金の増、県単農林水産業総合振興事業費補助金の減、中山間地域等直接支払交付金の減、環境保全型農業直接支払交付金の増、スマート農業機械導入補助金の増、情報通信環境整備事業委託料の減、多面的機能支払交付金の減、中間管理機構関連型農地整備事業負担金の減などでございます。

観光地域づくり課関係では、歳出で、ポイントシステム機器整備事業補助金の減、大地の芸術祭秋山郷ツアー送迎業務委託料の増などでございます。

教育委員会関係では、歳入で、埋蔵文化財調査事業国庫及び県補助金の減、学校施設環境改善交付金の減、教育費寄附金の増、保育所職員及び小中学校給食費実費徴収金の増。歳出で、北部保育園 FF 暖房機修繕料及び津南小学校多目的室パーティション修繕料の増、芦ヶ崎小学校高圧コンデンサー PCB 検査手数料の増、津南小学校多目的室空調設備工事費の増、雪育プロジェクト推進事業委託料の増、津南中学校 FF 暖房機修繕料の増、津南中学校特別教室空調設備工事費の減、iPad 購入費の減、情操教育芸術鑑賞事業費負担金の減、遺跡発掘調査一般作業報酬及び写真測量等委託料の減、マウンテンパーク津南スキー場修繕料の減、スキー大会駐車場除雪委託料の増などでございます。

国民健康保険特別会計では、歳入で、一般会計繰入金の減、前年度繰越金の増、社会保障税番号制度システム整備費等国庫補助金の増。歳出で、保険料賦課金事務電算委託料の増、国県支出金支払基金交付金清算償還金の増などでございます。

後期高齢者医療特別会計では、歳入で、保険基盤安定繰入金の減。歳出で、保険者負担金の減などがございます。

介護保険特別会計では、歳入で、事務費国庫補助金の増、一般会計繰入金が増。歳出で、制度改正システム改修委託料の増などがございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長が御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）、税務町民課長（鈴木真臣）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（小島孝之）、観光地域づくり課長（石沢久和）、教育次長（滝沢泰宏）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより一括して質疑を行います。

7番、恩田稔議員。

（7番）恩田 稔

それでは、3点お願いいたします。

12ページの総務管理費、14節の工事請負費で、空き家管理工事増とありますが、これについて場所あるいは金額、そこら辺の部分をもう少し説明をお願いします。

16ページの農地費の中で、多面的機能支払交付金の減が1,000万円以上あり、非常に大きい減額なのですが、これは面積が減ったためだけの減額なのか、あるいは1反歩当たりの交付金が減ったのか、そこら辺のところをもう少し説明していただきたいと思います。

それから、17ページの観光費の委託料、これはちょっと私、全部聞き取れなかったのですが、土日で湯沢町からというお話でした。これは町でツアーの企画をして、そこに参加した人を乗せるということなのか、もう少し説明をお願いします。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

それでは、まず、総務課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

12ページのところの14節の工事請負費です。5,874万円ということで、空き家の管理工事増ということで、先ほど御説明を申し上げました。場所につきましては、町内の中心地にございます空き家ということであります。なお、一応見積りを取った結果、今後のこともありますからあれですけれど、100万円前後の経費が掛かってくるという予定であります。

議長（風巻光明）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

多面的機能支払減の関係でございますが、まず、各取組の集落を見ますと、全体的にやっぱり面積が減っているというのが大きいかなと思います。全体で大体 8.5ha ぐらい取組面積が減っているという状況です。また、広域組織で行っている事業で、今まで 100%補助だったものが、6分の5しか補助が出ない金額の変更がありました。その分も影響しておりまして、全体で減ってしまったということになります。よろしく申し上げます。

議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

先ほどの大地の芸術祭の送迎について説明させていただきます。大赤沢のアケヤマの送客を昨年度も実施していたのですけれども、大きな利用にはつながらなかったのかなということもありました。ただ、秋山郷の冬の観光を考えていく上で、今後も継続していきたいということもありまして、今年度もジャンボタクシーにサイズをスケールダウンしまして、1月末から3月上旬までの土日祝日13日間を実施したいというかたちになっております。湯沢駅からアケヤマまでの送迎で、日帰り及び1泊のツアーを造成していく予定になっております
以上です。

議長（風巻光明）

7番、恩田稔議員。

（7番）恩田 稔

空き家のことなのですけれども、昨年も町の中心部で確かあったと思います。今年もということなのでしょうけれども、これについては、いずれ掛かったお金は返ってくる可能性はあるのかどうか、そのことをまず1点、お願いします。

それから、多面的は承知いたしました。

あとは、今の大地の芸術祭、これは申し込むのは観光協会ということによろしいのでしょうか。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

空き家関係の再度の御質疑ということですが、昨年もあったということなのですが、同じ場所だと認識をさせていただきます。そこについては、所有者がいないという状況のなかで、いろいろ私どもも調べたのですが、結局、最終的に所有者がいないということでございます。この掛かった経費については請求先が無いということになりますので、町のほうで必要最低限の。先ほど申し上げましたが、隣の家等々に被害が及ばないような、取りあえずの措置をこの度はさせていただきたいということ考えています。

議長（風巻光明）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

大地の芸術祭の送迎なのですけれども、こちらは事業主体が越後妻有里山協働機構のほうに委託をするというかたちになります。申込みに関しては、町の観光協会等でも受付は可能になるというふうに認識しております。

議長（風巻光明）

7番、恩田稔議員。

（7番）恩田 稔

その空き家ですけれども、昨年と同じということなのですか。昨年、幾ら使ったか、私も忘れてしまったのですけれども、今年も100万円ぐらいということであれば、毎年だんだん古くなって行って、またお金を掛けなくてはいけないのだったら、壊すようなことというのも考えられないのか、ちょっとまた検討していただきたいと思います。答弁は結構です。お願いします。

以上です。

議長（風巻光明）

11番、石田タマエ議員。

（11番）石田タマエ

2点ほどお願いします。

まず1点目なのですが、福祉保健課にお伺いします。14ページの委託料の増、生活管理短期宿泊事業委託料の増、これは、社会福祉協議会のあの施設ということでしょうか。それとも、介護施設なのでしょうか。その辺を教えてくださいと思います。

それから、教育委員会にお伺いします。18ページの工事請負費で920万円の減、補助事業に採択されなかったからというような御説明いただいたかと思います。津南中学校の特別支援学級の空調という御説明だったかと思うのですけれども、今後はこれをどのように考えているのか、教えてくださいと思います。

議長（風巻光明）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

生活管理短期宿泊事業委託料についての御質疑でございます。こちらにつきましては、いわゆる介護認定を受けている方で、冬期間、介護サービスの利用が厳しいという地域にお住まいの方々を主に対象とした事業でございます。いわゆるショートステイの事業所ということに

なりますので、つなん福社会と今、町は委託契約を結んでおります。そちらのつなん福社会のショートステイのベッドをロング・ショート、こちらの事業ということで活用しているということでございます。

議長（風巻光明）

教育次長。

教育次長（滝沢泰宏）

津南中学校の特別支援教室ではなくて、特別教室、いわゆる技術室とか、そういったところの空調設備を見送ったという経緯がございます。こちらについては、また財源を確保するなかで、順次進めていく予定となっております。

議長（風巻光明）

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

3点です。

1点目は全体を通してなので、副町長か総務課長になるのかなと思います。前年と比較する必要がないのかもしれないのですが、同じ時期の補正予算の時に比べると、歳入歳出ともに減額補正が非常に今回多いように、最初に見た時に感じたのですね。今日、こうやって聞いて、事業完了だったり負担額の確定とかというのは理解できるのですが、ほかに予算が多く見積られていたとか事業ができなかったとか、主にどんな理由がここにあったのかという。印象みたいな話になってしまうかもしれないのですが、たまたまなのか、すごく減額補正が多いなと思ったので、それを聞きたいと思います。

2点目ですけれども、農林振興課に。県の農林水産業総合振興事業補助金の減で、要件が合わなかったというのは、申請時には分からなかったことなのかというのを一度お聞かせください。

3点目は、先ほどの恩田議員と同じところの空き家のことです。これは同じ場所だということで、そうなのだとも思ったのですが、ほかの集落でも前にもあったかと思うのです。この基準はどうなっているのか、再度、この空き家を守るという、管理するというときの何か基準があるのかというのをお聞かせください。

議長（風巻光明）

副町長。

副町長（根津和博）

1点目の御質疑でございます。減額が多いというお話でございますけれども、正直に申し上げますと、留保財源の確保のためということでございます。今回、かなり厳しい財源でございます。特に地方交付税も当初より若干厳しく入ってくるということで、留保財源の確保と

ということで、本当に不要というか、工事請負で請け差が出た分とかはなるべく減額するようにという指示を出したところでございます。

議長（風巻光明）
農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

農林県単の関係でございますが、まず、次年度のこの補助事業に乗るのは、大体、町の予算の関係もあって、秋ぐらいに農業者からの要望があったものを取りあえず乗せていきます。そういったなかで、その時はある程度の要件のお話はさせてもらうのですけれども、そういったなかで、上げてくれというか、要望があれば、取りあえず上げさせていただきます。申請までにこの冬の間、中身・要件等を詰めていくなかで、今回は面積の関係だったのですけれども、クリアにならなくて補助事業に乗るのを断念したという経緯でございますので、よろしくお願ひします。

議長（風巻光明）
総務課長。

総務課長（高橋昌史）

空き家の関係でございます。空き家も今年になってから、議員の皆様にも少しお願ひをして、町内で危険空き家があって、それが例えば、公道とか、隣の民地があって、畑、田んぼがある所に影響があるというようなことで集落から要望があったり、また、この町内においても、先ほど申し上げました中心地においても、隣地の方から、「倒壊の恐れがあって、もし何かあると非常に危険だ。」というような要望が上がってきていた、去年から上がってきていたということであると思ひます。そういった要望を受けまして、総務課のほうで現地を見まして、今般、夏、秋、1回、そして今回、新たにこの中心街での補正ということでお願ひをしているということが現状であります。今、議員がおっしゃった基準のところを、空き家の計画がずっとあったのですが、その空き家の今の計画について見直しをしている最中です。これについて、本当にいろいろな専門的な機関の方からも今入ってもらって、ちょうど先般、会議をしたところですが、このなかでまたいろいろな意見をいただき、町として、そういった基準も含めてですが、はっきり明確にさせていかなければいけない部分があるかと思ひてございます。

議長（風巻光明）
8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

副町長の、それが非常にすごくすとんと落ちまして、やはり違和感があった予算だったので、そういうことが分かると、町の財政がまた厳しいのだなということを議員側も理解ができたので、非常に有り難い答弁だったと思ひます。

農林振興課は理解できましたし、総務課のほうも空き家の計画の見直し、又は基準を作っていくということ。そのなかでも公道とか、もちろん安全な所もあると思うのですが、例えば、ニュー・グリーンピア津南に行く間にも何軒かすごく見た目的に観光地に向かって行くのにみたいなこともあると思うので、ただ危険とかだけではないことも含めて、専門家の方が入るのであれば、また考えていただかないと。ただ危ないだけとか、動物もきつとあいう所に入ってしまったのではないかなと思うと、ただの生活道路に近いとか、それだけでは決めにくいのかなと思うので、そこら辺もまた考えていただければと思います。

以上です。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

議員の御提言については、また受け止めさせていただきたいと思っています。ただ、一方、先ほどの恩田議員のお話にもあったとおり、どこまで本当に町が。所有者がいるか・いないか、この辺も私どもとしてはしっかり調査をして、当然、本当に危険であるという判断のなかで、町でどうしても代執行等、あるいは危険除去の措置を執らなければいけないということになると、所有者がいればそういった方にいろいろな手続を取ってもらったりお願いをしたりしていったなかで、最終的に措置を執るということになるのでしょうか。先ほど申し上げたとおり、これが全く所有者がない場合、議員がおっしゃっている景観も含めてのところでは、町が全てそれを町の税金を使いながら処分するのが良いかどうか。この辺も本当に専門家の皆さんがいらっしゃいますので、英知を集めて検討できればとは思っています。

議長（風巻光明）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

農林振興課のほうに2点、お聞きします。

スマート農業の機械導入の補助金は、5件分プラス、新規で1件分ということなのですが、今、どういうふうな農業機械に対して補助金が出ているのか、また、今後、導入も見込めるのかということをお聞きします。

水稻渇水被害応急対策の事業申請が多くなったということですが、具体的に応急対策事業について、もう少し教えてください。

議長（風巻光明）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

まず、スマート農業補助の関係でございます。当初予算では、一応最大補助の金額が50万円という制度設計になっていまして、その5件分ということで250万円の計上をさせていた

だいております。そういったなかで、機械の金額によって50万円最大で出るかどうかというのはまた決まってくる。そういったなかで、今回、当初予算250万円の中で、6件の機械を導入させていただいております。この皆さんは大体、田植機とかトラクターが主というか、その導入なのですけれども、基本、この田植機とかトラクターについては、スマート農業機械ということで、そういった機能が付いているかどうかというのを確認させてもらっています。今回入れた方については、直進アシスト機能ということで、自分で運転しなくても真っすぐ行くような機能がスマート農業機械に付いているということで該当させていただいております。今回、追加で2人の方が申請に来られて、この方についても、田植機とトラクター、同じスマート農業機械と直進アシストが付いている機械ということで話をいただいております。この2名の方の分も補助の不足分ということで計上させていただいております。

湧水の関係ですけれども、今年度、皆さん御存じのとおり湧水ということで、多くの皆さんから、発電機とか、換水ホースとか、そこに掛かる電気料をいろいろ対策していただいたなかで、この分についての補助をさせていただいたところがございます。入れる機械とかによって、補助率が50%だったり、今回、県のほうでも補助事業を出していただいたので、県の補助も使いながら100%補助をさせていただくような機械、特にポンプとかの購入費については100%補助をさせていただいております。申請が10月末までということで申請を受け付けておりまして、今回、全体で46件の申請がございました。ただ、これを計算すると、当初600万円の町の補助を計上しておったのですけれども、それがちょっと不足するというところで、不足する分を今回、計上させていただいたものでございます。よろしくお願いたします。

議長（風巻光明）

9番、栗原洋子議員。

（9番）栗原洋子

農業機械は、やっぱり農家さんにしてみればすごい高いわけですから、国も推進しているわけなので、なるべく町もそうですけれども、補助してあげないと、本当に農業を続けられなくなってしまいます。その辺も農家の方ともよく相談をしながら、スマート農業機械の導入も進めていっていただきたいと思っております。

以上です。

議長（風巻光明）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

大変ありがとうございます。農業機械、言われるとおり高い状況になっていますので、なんとか最新の機械、スマート農業機械を主にですけれども、町としてそういったスマート農業も進めていくなかで、そういった機械導入に引き続き補助を。財政との話合いもあります。補助させていただければと思っておりますので、またよろしくお願いたします。

議長（風巻光明）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

1点だけ農林振興課をお願いします。

16ページの中山間地直接支払制度の金額が1,100万円減になっておるのですけれども、耕作放棄地が増えたのか、先ほどの多面的のように交付金が減ったのか。あと、集落のほうで事務手続が結構大変なので、それが面倒だということで申請を取りやめて減ったのか、そこをお聞かせください。

議長（風巻光明）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

中山間地域直接支払交付金の減ということで、今回、1,100万円程度減額をさせていただくものでございます。先ほども説明させていただいたとおり、この令和7年度から第6期が始まりました。第6期というのは、これから5年間の計画をまた見直させていただいたのですけれども、そういったなかで、まず、人手不足だったり、そういったものもあってか、取組をやめた集落が3集落ありました。そういったことで減額になった部分。あと、管理する面積等が減ったということで、全体的にそういう面積も減るなかで、計算すると1,100万円程度が減額になってしまったということでございます。

議長（風巻光明）

5番、久保田等議員。

（5番）久保田 等

ここで今、減反というか、減った面積はわかりますか。耕作放棄地になった面積というのは。

議長（風巻光明）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

中山間地域直接支払交付金の取組をやめただけで、そこが作らないという選択でもないの、それは集落としてそのまま作っている農業者の方がいて、その方はそのまま作っている場所もあります。全てここが荒れたわけではなくて。ただ、この集落として、この役員さんとかをなかなか出すのが難しくなったとか、頂いた交付金の活用方法について、なかなか検討しづらくなったとか、そういったものがあってやめた集落が確かにありますけれども、この取組をやめたからといって、その農地について全て荒らしているということでもない状況です。です

ので、この取組面積は減ったけれども、耕作面積が減ったかという点、そうでもありませんので、そこはまたよろしくお願ひしたいと思います。

議長（風巻光明）

1 番、月岡奈津子議員。

（1 番）月岡奈津子

1 点です。教育費について、埋蔵文化財調査事業補助金と保存活用整備事業となじよものところで国の補助が付かなかつた、減額されたということですが、どうしてなのでしょううか。

議長（風巻光明）

教育次長。

教育次長（滝沢泰宏）

まず、調査事業補助金 616 万 7,000 円の減につきましては、こちらは開発に伴いまして、試掘調査ということで予算を組んでいました。実際、今年度の場合につきましては、県が来年度は場整備をするところについて我々が準備をしていたところではあつたのですが、県のほうでその事業の採択を 1 年見送つたことによりまして、実際に試掘ができなかつたということで、その事業を取消することで国の補助金を返還するようになつてまいります。

埋蔵文化財活用保存整備事業については、こちらは国のほうに申請をしたところなのですが、文化庁のほうで一部財源がカットされたということで、実際に事業ができなかつたということになります。

議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（風巻光明）

議案第 85 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 85 号について採決いたします。

議案第 85 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よつて、議案第 85 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

議案第 86 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 86 号について採決いたします。

議案第 86 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

議案第 87 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 87 号について採決いたします。

議案第 87 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

議案第 88 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 88 号について採決いたします。

議案第 88 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 13

議案第 89 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

議長（風巻光明）

議案第 89 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（根津和博）

議案第 89 号につきましては、新潟県市町村総合事務組合で共同処理する採用試験及び承認試験に関する事務について、村上市及び南魚沼市より、令和 8 年 4 月 1 日から脱退したいとの申出があったことから、新潟県市町村総合事務組合規約を変更するものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（風巻光明）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 89 号について採決いたします。

議案第 89 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

議長（風巻光明）

換気のため、5 分ほど休憩いたします。 —（午後 0 時 27 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午後 0 時 32 分）—

日 程 第 14

請願第 1 号 免税軽油制度の継続を求める請願書

議長（風巻光明）

請願第 1 号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（久保田 等）

それでは、請願第 1 号について御報告いたします。

「免税軽油制度の継続を求める請願書」が北陸信越山岳観光索道協会新潟地区部会代表の後藤幸泰様より出され、産業建設常任委員会に付託されましたので、2 月 10 日、委員会にて協議をいたしました。

請願理由は、前もって議員各位に配布しておりますので、割愛させていただきます。

委員会での意見としては、「暫定税率が決まれば、来年 4 月 1 日から 17 円 10 銭廃止になるが、今の段階でははっきりしないため、継続を求める。」という意見や、「この請願は、同じ内容で前から 3 年に一度出され、意見書も提出していた。」という意見も出ましたので、決を取った結果、全員賛成で採択されました。

そこで、請願事項、免税軽油制度を継続していくことを政府機関に提出していただくことの請願に、議員各位の賛同をお願いします。

議長（風巻光明）

委員長報告に対する質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

請願第1号について採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、採択です。

請願第1号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日 程 第 15

発議案第4号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

議長（風巻光明）

発議案第4号を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（久保田 等）

今ほどは採択いただきまして、ありがとうございました。

よって、地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出いたします。

読み上げます。

これまで冬期観光産業の重要な柱であるスキー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和9年3月末で廃止される状況にあります。免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油取引税（10当たり32円10銭）を免除する制度で、農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきたものであります。

スキー産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車・降雪機械等に使う軽油が免税となっており、この制度がなければ、スキー・スノーボード等の冬期観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、市町村経済にも計り知れない影響を与えることとなります。

よって、国においては観光産業や林業水産業等、幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要望いたします。

下記の方に意見書を提出したいと思っております。

まず、参議院議長、額賀福志郎様、参議院議長、関口昌一様、内閣総理大臣、高市早苗様、総務大臣、林芳正様、財務大臣、片山さつき様、農林水産大臣、鈴木憲和様、経済産業大臣、赤澤亮正様、国土交通大臣、金子恭之様、以上8名の方に提出させていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第4号について採決いたします。

発議案第4号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日 程 第 16

請願第2号 ニュー・グリーンピア津南の売却先の是非を審議する請願書

議長（風巻光明）

請願第2号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（栞原洋子）

それでは、請願第2号について御報告いたします。

去る12月2日に「津南町 人と自然と水の会」、津南町大字中深見の太島万里奈様より「ニュー・グリーンピア津南の売却先の是非を審議する請願書」を受理し、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。

請願の趣旨は、「ニュー・グリーンピア津南の施設の民間譲渡の検討に当たり、津南町に対し、㈱イントランス並びに㈱津南高原開発及び地方創生ファンドが提示した購入意向書の内容（㈱イントランスが提示したものがA案、㈱津南高原開発及び地方創生ファンドが提示したものがB案と呼ばれるもの）について、町議会において、どちらの案が妥当であるか、その是非を審議されることを請願いたします。」という内容でございます。

詳しい内容については、皆さんのお手元の資料を御覧ください。

総文福祉常任委員会では、去る12月10日に審査を行いました。その中で出された意見でございます。「請願を提出した会や中身がA案に反対していると捉えられる。議会で議論する自体の趣旨には賛同できるため、趣旨採択としたい。」、また、「A社・B社、両方の事業者に迷惑が掛かるのではないか。しっかりと議員同士、議会の中で議論し、話し合うべき。」、また、「町民説明会に参加した町民の思い、声を請願として提出された。議会として真摯に受け止める必要がある。」などの意見が出されました。

その結果、総文福祉常任委員会では、賛成3人、趣旨採択1人、反対1人によって、賛成多数で採択とすることといたしました。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（風巻光明）

委員長報告に対する質疑を行います。

7番、恩田稔議員。

(7番) 恩田 稔

まず、町民の皆様から、こういうふうに議会に対して関心を持っていただいて、請願を出していただいたことに関しては大変有り難く思っているところであります。

これを読んで、なかなか普通の一般的な請願と、若干こう、なんと言いますか、雰囲気が違うというか、どのように判断すればいいのかなというふうに思っていたわけです。今ほどの委員長の説明でもありましたけれども、具体的にはどういうことを求めているのか、もう一つはつきりしていないので、そこをお願いできますか。

議長（風巻光明）

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（栗原洋子）

具体的に請願の中にも書いてありますけれども、これまでの町執行部は、A案とB案の具体的内容を町議会のほうに、町議会や議員に、開示することがないまま、この請願によりますと、独断で㈱イントランスに優先交渉権を付与した、と。10月10日には、㈱イントランスとの間で基本協定書を締結しました。ニュー・グリーンピア津南の売却に議会承認が必要であることから、町の将来を見据えつつ、幅広い選択肢を踏まえて議論をしていただきたい。町執行部とは別の立場・観点で、町議会において、その是非を議論していただきたいということがこの請願には入っております。

議長（風巻光明）

7番、恩田稔議員。

(7番) 恩田 稔

審議してほしいということは分かるのですが、では、その審議をした後に、どういうふうに求めているのか、そこが分からないのです。それで、この会長さんの SNS 等を見ますと、「Aというのはあまり良くなって、反対です。Bを進めてください。」といったように SNS で発信されているのですが、そういうことなのか、それとも、議会としてももう少し調べてほしいという程度のものなのか、それとも、どちらか決めなさいというのか、そこら辺についてはいかがでしょうか。

議長（風巻光明）

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（栗原洋子）

請願の中身にありますが、審議することは、議会の中でこのニュー・グリーンピア津南問題を審議してほしい。ここで結論を出すのではなくて、この請願が通りましたら、議会で改めて審議をする。その際にはいろいろな情報公開もしていただいて、町との考え方も交渉しながら進めなくてはいけないと思いますけれども、この請願の意味は、とにかく町議会の中で審議

をしてほしい。議会ではなくて、町当局とはまた別の意味で、別の立場で、町議会において審議をしてほしいということなのです。議会としても、もっと内容を把握して議論してほしいという内容だと思うのです。ですので、この請願、今回は、議会でもっと深く審議をしてほしいという、その請願なのです。ここで内容どうのこうのというのではないと思うのですけれど、もし、この請願が通りましたら、改めてまた皆さんで集まって、どういうふうな方向で審議をしていって、住民、この町民の皆さんにどういうふうにお返しするか。そして、町民の方がそれを聞いて、どういうふうに思われるか。それで、また議会がそれを受けて、またそれに対して議会の中で議論をして、そしてお返しするというのを、やり取りを繰り返してやれば良いと思うのですけれど、急ぐ必要はないと思うのです。結論をね。だから、そういう繰り返しをして、住民の方も納得していただけるような議論をする必要があると思います。

議長（風巻光明）

少々お待ちください。委員長及び7番議員に申し上げます。ここでの質疑は、委員会でどういふ話合いがされて、皆さんがどういふ気持ちであったか、どういふ意見が出たかということについて質疑するものでありますので、委員長も個人的見解を話すのではなくて、委員会としてこういうことがあった、としていただくことになっております。ですから、それを踏まえて、すみませんが、質疑と答弁をお願いしたいと思います。

7番、恩田稔議員。

（7番）恩田 稔

大変失礼いたしました。

それでは、3回目ですので、これ最後になります。実際に、最初に話したように、今後についてはどのような議論をされたのか。それを最後にもう1回お願いします。

議長（風巻光明）

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（栗原洋子）

今後について、町民説明会に参加をした町民の思いを請願として出されたわけですから、それに対して議会としては真摯に受け止めて、また議会から返さなければいけないと思っています。その最後のほうになってしまいますけれど、請願が通りましたら、これは議長に一任をして、今後、どういふふうな取り扱いをするかというのを決めていただくようなかたちになると思うので、皆さんからもまたその点は意見を頂きたいと思います。

議長（風巻光明）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本請願採択に反対の方の発言を許します。

7番、恩田稔議員。

(7番) 恩田 稔

請願につきまして、反対をさせていただきます。

ただ、先ほども質疑で申し上げましたが、町民の皆様からこうして議会に関心を持っていただいて、請願を頂いたことは、本当に有り難く感謝を申し上げる次第であります。

そのなかで、いろいろ読んで、私なりに考えました。ただ、ここで説明不足、あるいは情報が少ないといったような悲観が書かれておりますが、そこについて少し私なりに説明をさせていただきたいと思っています。

令和6年2月に、最初にニュー・グリーンピア津南の社長、副社長からお出でいただき、ニュー・グリーンピア津南の経営状況についての報告がございました。その後、令和6年7月11日に、更にまた同じように社長、副社長から来ていただき、当局・議会との懇談をいたしました。その時に、樋口社長が冒頭の挨拶で、「次の契約に向かって、更なる町の支援がなければ、続けていけない。」という話がございました。これに対して、「町当局として、これ以上の補助を出すということは財政的にも難しい。」と、町長、副町長、細かい数字は別として難しいということでお話があったわけです。そして、そのなかで樋口社長に、「では、新しい受入れ、委託先等を町で探すということについてはいいですか。」という質問をした時に、樋口社長は、それを否定されませんでした。ここから、この今のニュー・グリーンピア津南のことが始まったわけです。

そして、私ども議会も、ものすごくつらい日々を過ごしたわけでありましてけれども、この時に、令和6年2月からですが、「このことを出すことによって、ニュー・グリーンピア津南に風評被害ができて、大変なことになるから、一切外部に漏らさないでくれ。」という強い要望があり、当局も、議員も、忸怩たる思いがありましたけれども、そのことを常に考えて、誰一人公表しませんでした。

そういうことがずっと続き、住民説明会のほとんど直前まで、このことを皆さんにお伝えすることができなかったのは、これは本当に今になって、本当にこれが全て正しかったのかどうか、批判もあるかもしれませんが、少なくとも風評被害だけは絶対に起こしてはいけないという思いがあって、こんなふうに情報を出せなかった。そういうことから、住民の皆さんには説明不足、情報不足、そして、誤解や不信も抱かせてしまったことは、この場を借りてお詫びをしたいと思います。

そして、この今の請願です。請願について、私たちも、もちろん受け入れ、理解をしなくてはいけないと思いますし、真摯に受け止める部分もあるのですが、しかし、今回の一般質問の中、一昨日、昨日と多くの皆さんがこのニュー・グリーンピア津南の問題を取り上げて質問をされておりました。その中で町長の答弁が大変私は気になったわけですが、今まで以上に、今の状況が悪くなってきたのかなというふうに感じました。今のままだと、関係している所、みんな傷口が広がる。こういうことをして、本当にニュー・グリーンピア津南を守れるのか、あるいはニュー・グリーンピア津南の従業員を守れるのか。ここは私は本当に慎重に考えなければならないことだと思っております。

もちろん、先ほど委員長からもお話があったように、Bのことを調査することに関して絶対に駄目だと反対しているわけではありませんが、ただ、本当に今、何て言いますか、町長の言葉であれば、フェーズが変わったと。関係している所が皆でなんとかニュー・グリーンピア津

南をもたせるために知恵を出し合っている。今、大変重要な時期ではないかと思うのですが、この時期にあえてAだ、Bだということをするのが本当に良い選択なのかどうか。これを私は皆様にもお伝えして、住民の皆さんからのことに反対するのは大変心苦しいですが、今の状況を考えたときには、申し訳ありませんが、少しこれに賛同することはできないということでございます。

議員各位の賛同をお願いいたします。

以上です。

議長（風巻光明）

次に、本請願採択に賛成の方の発言を許します。

8番、江村大輔議員。

（8番）江村大輔

請願書の採択に賛成の立場で討論します。

請願の理由にあったように、今回のニュー・グリーンピア津南の民間譲渡は、様々な所へ影響を及ぼすことであり、町及び町民にとって重要な資源や施設の判断をするもので、これからの町の将来に直結する問題です。本来、請願書が出されなくても、議会内で調べ、学び合い、議論を深めて審議しなければなりません。ただ、自分自身を含め、議員、議会として、町民からは議会内での調査や議論の深め合いが足りていないと見えているということの事実でもあります。自分自身、不甲斐なさを痛感せざるを得ません。議員各位も承知のとおり、この議員必携には、私たち議会の使命の大きな一つとして、「執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視することである。（「議員必携 第12次改訂新版」11ページ「2 議会の使命」より抜粋）」となっています。また、「この批判と監視は、非難でもなければ批評や論評でもなく、あくまでも住民全体の立場に立ってなされる文字どおり正しい意味での批判であり、また、住民の立場に立っての監視であるべきである。」とされています。まさに今回は、この公平に民主的になされているかどうかを我々が批判し監視することであり、住民が議会に対して、請願という行動になっています。

私は議員として、そして、議会として、使命を果たすべく、今回の請願に賛成いたします。

議員各位の賛同を切にお願いいたします。

議長（風巻光明）

次に、本請願採択に反対の方の発言を許します。

3番、村山郁夫議員。

（3番）村山郁夫

私も先ほどの恩田議員と同じように、本請願の採択に反対の立場で討論いたします。

請願を出された皆様方のお気持ちは十分分かるところでございます。これは恩田議員も理解を示していたところでございます。

私は現在、町は㈱イントランス様に合理的な比較対象検討の上で優先交渉権を与え、そして、明るい町の未来に向けて、全力を挙げて、計画の実現に向け準備を整えているところでございます。今般、「ニュー・グリーンピア津南の売却先の是非を審議する請願書」が提出されておりますが、現時点におきましては、売却先の是非を審議する段階ではございません。もちろん、議員内での必要な話し合いは今後とも当然行っていくものでございますけれども、基本的に㈱イントランス様のプランで全力を挙げている最中に、残念ながら後戻りをする内容のものでは適切ではありません。

したがって、問題意識をお持ちであることには理解をいたしますが、本請願については申し訳ございませんが、反対をいたします。

以上です。

議長（風巻光明）

次に、本請願採択に賛成の方の発言を許します。

2番、滝沢萌子議員。

（2番）滝沢萌子

滝沢萌子です。賛成の立場で討論いたします。

議員は町民の声を聞き、また、町へ届ける存在だと思えます。今年の夏、ニュー・グリーンピア津南民間譲渡についての町民説明会が行われました。様々な疑問などを感じた方が集い、話し合い、今回の請願に至ったと聞いております。津南町の河岸段丘の最上段にあり、水源地があり、絶滅危惧種の植物も生きている自然豊かな場所を売るに当たり、心配が無いわけがありません。その点において、A社もB社も変わりありません。

我々議会は、令和6年2月、方向性を決める初期の段階から、町と共に進んできました。しかし、肝心の誰が何をどう再生させるのかという点において、議論する場がありませんでした。11月に購入意向書が開示されましたが、協定書締結の1か月後です。

町民説明会には、私も全16箇所参加いたしました。「なぜ、議員はAとBの詳細を知らないのか。せめて町民代表の議会には伝えた方がいいのではないか。」といった声も聞こえました。説明会後も「議会内では議論しているのか。内容を知らずに判断できないのではないか。」と直接御意見を頂戴いたしました。

執行部の決定する権利自体に物申したいわけではありません。今回のことは、津南町にとって大きな問題です。議会も一緒に考え、勉強し、理解したいと思っています。そして、そのことを真剣に願っている町民の皆さんがおられます。

今回の請願を出すに当たり、会長をはじめ、会員の皆様が本当に勇気を振り絞って、心の底から津南町を思い、一歩踏み出してくださいました。声を上げるということの緊張感は、私自身、議員になってみて痛いほど分かります。

今回の請願は、A社やB社の内容についてのことでありません。会長の活動自体を話題に出す方もおられますが、本当にそうしたいなら、今回の内容になっておりません。議会という存在を信じ、ぜひ議論を深めてほしいという思いをこの請願に託してくださいました。その声と勇気をしっかり受け止め、応えられる議会であると信じています。

議員の皆様のお賛同をお願い申し上げます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（風巻光明）

次に、本請願採択に反対の方の発言を許します。

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

6番、筒井です。

この度の「ニュー・グリーンピア津南売却の是非を審議する請願書」について、私は反対の意見を述べさせていただきます。

反対の理由は、町の決定（A社への優先交渉権の付与の尊重）、請願団体の活動目的の透明性、そして、請願に用いられた情報の確実性の3点に集約されます。

1. 優先交渉権を持つA社への礼節と行政への信頼性です。町は厳正な審査を経て、A社に優先交渉権を付与し、既に事業化の次の段階に進んでいます。

（1）町の決定の尊重に関してです。この決定段階で、請願により過去の案の比較を蒸し返すことは、町の審査プロセスと決定を自ら否定する行為です。

（2）A社の礼節に関してです。優先交渉権を持つA社は、町を信頼して、多大なコストと時間を投じています。このタイミングで比較を強いることは、A社に対する礼節を欠き、今後の行政の信頼性を著しく損なうこととなります。

2. 請願の趣旨と団体の活動目的の乖離^{かいり}です。

（1）本請願は、A案・B案を比較するという表題ですが、団体の会合記録には、「A案に反対する署名活動をする」と明記されています。これは本請願が特定の案への反対という強い動悸に基づいていることを示しており、目的の透明性に欠けています。行政の決定が進行するなかで、特定の反対活動を主目的とする請願を採択することは適切ではありません。

3. 請願情報に含まれる不確実な情報です。

（1）請願の根拠となっている情報には、B案に関するリート、不動産投資信託の活用や、大手代理店の参画といった我々議員には知らされていない情報が入っております。また、未確定かつ不確実な情報が含まれていました。私が独自にB社のほうに確認した結果、これらは確定事項ではないことが確認されています。不確実な情報に誘導された可能性のある請願を採択し、町の決定を揺るがすことは、町民への更なる誤解を招くこととなります。

結論。以上の理由から、町の決定を尊重し、A社との事業推進を妨げないこと、そして、請願の透明性と根拠の確実性を重視する観点から、本請願については反対いたします。

議員各員の賛同を求めます。

議長（風巻光明）

次に、本請願採択に賛成の方の発言を許します。

賛成討論はなしと認めます。

次に、本請願採択に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

5番、久保田等議員。

(5番) 久保田 等

請願に反対の立場で討論いたします。

今回、私にこの請願書の推薦議員になってもらいたいというお話が私に来ましたので、請願書に目を通し、その時は、町民がこれを考えているのであればいいかなというふうに思ったのですが、取りあえず二、三日考えさせてくれということで、いろいろ自分なりに調べてみました。そうしたら、この「津南町 人と自然と水の会」はどのような会かという、その会が開催された内容が手元に入手できました。この内容を見ますと、今後、起こり得ることが記載されていましたが、「A社になった場合は、売却後は、森、水源、未来世代の豊かな森林資源の喪失につながる可能性がある。」と、全8項目全てA社の不安ばかりが記載されておりました。逆にB社になった場合は、「購入意向書には長期保有希望との記載もあり、A社よりも私たち町民の声を届ける機会が多く、日本人の超優秀なキャリアのある社長が就くこと。」等、10項目、全て良いことばかりが記載されており、A社より劣る点が1個も記載されておられません。8ページ目の最後の検討すること、行動に移せるような内容について5点記載されていましたが、これは先ほど筒井議員もおっしゃっておいりましたように、一つ目に、「A社に対しての売却反対の署名運動」と書かれておりました。

私は、この請願に関しては何の問題はございませんで、賛成してもいいのですが、この会の趣旨と、今回出されてきたこの請願の内容が余りにも乖離^{かいり}しているということで、どうしても賛成するわけにはいきませんので、反対をいたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

議長（風巻光明）

次に、本請願採択に反対の方の発言を許します。

1番、月岡奈津子議員。

(1番) 月岡奈津子

私は、「ニュー・グリーンピア津南の売却先の是非を審議する請願書」に反対の立場で発言します。

会が住民説明会に参加され、町の意向を聞き、ニュー・グリーンピア津南の再生を望むことからの心配や不安からの請願であると思います。ただ、議会に対し、A案かB案かを求められる趣旨には同意できなく、今はまだ状況を待つべき時期とも考え、原案に反対の討論をいたします。

議長（風巻光明）

次に、本請願採択に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

請願第2号について採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は、採択です。

請願第2号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立6名、非起立5名）—

賛成多数です。

よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（風巻光明）

採択にするに当たって、議長から一言、皆さんに申し上げます。

今回の請願は、国とか県に出たものではなく、津南町議会に出たものであります。したがって、少数意見も尊重し、反対意見も尊重し、議員がこの請願に向かって一丸となっていくことが必要です。今は、この選択が非常に微妙で大事な時なのです。したがって、賛成した諸君については、もっと継続してグループの活動内容とか請願内容をきちんと精査する。それも時間を掛けて、そんなに拙速に結論を出さないように継続して審査をしていくように、やはりやっていかなければいけないと思います。反対の諸君の意見も十分今お聞きしましたので、しっかりと時間を掛けてやっていくようにしていただきたい。そういうふうに思いますので、よろしくをお願いします。

日 程 第 17

陳情第3号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組に関する陳情書

議長（風巻光明）

陳情第3号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（栗原洋子）

陳情第3号について御報告いたします。

去る11月4日に、新潟市中央区の新潟水俣病共闘会議の議長代行中村様から「新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組に関する陳情書」を受理し、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。

陳情の趣旨は、皆様のお手元にも配布されている資料ということなのですが、「新潟水俣病は本年5月末日をもって公式確認から60年を迎えました。しかし、今なお未救済の被害者が水俣病であることを求めて裁判を起こしたり、公害健康被害補償法に則って認定申請をするなど、新潟水俣病問題は終わっていません。その最大要因は、最高裁が現行の行政認定基準では認められなかった被害者を水俣病と認めたにもかかわらず、救済制度を見直さないことや水俣病特措法に基づく被害者発生地域の住民健康調査が確実に行われていないことなどによります。—（中略）— さらに、新潟県は今年度も水俣病被害者の早期救済と抜本的な救済制度の見直しなどを政府に要望をしており、花角県知事は本年5月31日の公式確認60年行事において、「被害を受けた全ての方々が等しく患者と認められ、救済を受けることができる恒久的な救済制度を確立すること」を宣言しました。また、国会では6月19日に超党派で「水俣病被害者救済新法案」が衆議院に提出され、今臨時国会で審議される見通しです。つきまして

は、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項について、早急に取り組むことを求める意見書を政府及び国会に提出することを陳情します。」ということです。

内容は、「国は、未救済被害者の救済に向けて新たな救済制度を確立すること。」、もう一つ、「平成 22 年 4 月の特措法に関する閣議決定及び平成 23 年 3 月のノーモア・ミナマタ・新潟訴訟の和解条項を踏まえて、阿賀野川流域住民の健康被害調査を早急に実施するよう、被害者団体と協議すること。」となっております。

詳しい内容は資料を御覧いただきたいのですが、総文福祉常任委員会では、去る 12 月 10 日に審査を行いました。その中で特に御意見はありませんでした。総文福祉常任委員会では、全員賛成で採択とすることといたしました。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（風巻光明）

委員長報告に対する質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第 3 号について採決いたします。

陳情第 3 号に対する委員長報告は、採択です。

陳情第 3 号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、陳情第 3 号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日 程 第 18

発議案第 5 号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けた取組を求める意見書の提出 について

議長（風巻光明）

発議案第 5 号を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（栗原洋子）

今ほどは陳情に御賛同いただき、ありがとうございました。

発議案第 5 号について御説明いたします。内容については、陳情書の内容とほぼ同じでございます。詳しくはお手元に配布した資料を御覧ください。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣でございます。

この発議案に対して、議員の皆様方の御賛同をお願いいたします。

議長（風巻光明）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第5号について採決いたします。

発議案第5号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日 程 第 19 議員派遣の件について

議長（風巻光明）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにしたいと思
います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定いたしまし
た。

日 程 第 20 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（風巻光明）

委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の調査・
審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませ
んか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いた
しました。

議長（風巻光明）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

副町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

副町長。

副町長（根津和博）

三日間の第4回定例議会、大変お疲れ様でございました。

当局が提案いたしました人事案件、条例改正、補正予算、全て同意・可決いただきまして、誠にありがとうございました。

一般質問では10名の方からニュー・グリーンピア津南を中心に御質問いただきました。大変厳しい御意見をいただくなかで、町も一層心を引き締めて町政運営に当たっていきたいと思います。

来週から令和8年度当初予算の査定が始まります。12月は総務課長査定、1月中旬から町長査定になりますけれども、建策要望にも書いてありましたとおり、米沢藩、上杉鷹山藩主の「入るを量りて出ざるを為す」の精神の下、メリハリの付いた予算編成をしていきたいと思えます。

引き続き、皆様からの御指導、御鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

大変ありがとうございました。

議長（風巻光明）

これにて令和7年第4回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後1時31分）—